
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る5月24日、高島町を会場に置賜地方町村議会議長会臨時総会が開催されました。議事については、平成30年度歳入歳出決算の認定について、令和元年度事業実施計画について、令和元年度補正予算(第1号)について、役員改選について、県町村議会議長会臨時総会提出議題等についての提案がなされ、それぞれ原案どおり認定並びに可決されました。また、役員の任期満了による改選が行われ、会長に後藤飯豊町議会議長、副会長に本職、監事に高野小国町議会議長が就任いたしました。

次に、5月30日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、議長及び副議長の選挙が行われました。議長には高橋 弘南陽市議会議長が、副議長には高野小国町議会議長が当選されました。

続いて、平成30年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて、組合有財産、高規格救急自動車の取得について、置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、令和元年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算

(第1号)、令和元年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算(第1号)が提案され、それぞれ原案どおり承認、可決されました。また、欠員により監査委員の選任が提案され、米沢市議会選出の成澤和音氏を選任することについて、原案どおり同意されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から3月以降の町政の報告をさせていただきます。

3月5日から22日まで、第1回川西町議会定例会が開催されました。

3月20日、平成30年度第4回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議に先立ち人事異動に伴い交代された委員の方に委嘱状を交付し、その後、平成30年度飲酒運転撲滅、冬道の交通安全防止強化旬間実施結果及び平成31年度山形県交通安全県民運動実施要綱について報告を行いました。

次に、平成31年度川西町交通安全推進協議会事業計画並びに春の交通安全県民運動の実施計画等について協議をいただき、関係機関、団体と連携し、交通安全の推進を図ることを確認いたしました。

3月28日、川西町産米改良協会第50回通常総会が開催されました。総会では、平成30年産米売渡優良実行組合長の表彰の後、平成31年度事業計画案、予算案等について審議をいただきました。総会終了後、食の安全・安心確保による信頼される米産地形成のためのGAP認証取得推進に係る研修会を実施いたしました。

4月1日、町職員辞令交付式を行いました。

4月7日、平成31年度の川西町消防団辞令交付式を行いました。昇任幹部51名、新入団員10名に辞令を交付し、齋藤二男団長以下、総勢555名の体制で消防防災活動を推進いただくこととなりました。

4月9日、自治会長会議を開催いたしました。会議では153名の自治会長の皆さんに辞令を交付し、本年度の主要事業、予算概要の説明のほか、町と町民との橋渡し役として、町行政の円滑な運営、施策に対して協力を依頼するとともに、意見交換を行いました。

4月9日から12日まで、川西町農地実行組合長及び川西町水田農業構造改革地区推進員委

嘱状交付式並びに第1回合同会議を開催いたしました。実行組合長139名、推進員50名の皆さんに委嘱状を交付し、それぞれの組織を確立するとともに、新たな米政策が推進される中、本町農業の振興と経営所得安定対策の取り組みに対する協力をお願いいたしました。

4月14日、第5回吉里吉里忌を開催いたしました。町民はもとより全国から500名を超える皆さんにご来場をいただきました。プログラムは、井上ひさし先生の作品を愛する芥川賞作家若竹千佐子さんと、多数の井上作品に出演されております俳優の角野卓造さんにお話をいただきました。また、地元朗読倶楽部星座による井上作品「イーハトーボの劇列車」の朗読劇、高校生による遅筆堂文庫堂則朗読など、内容は参加者に大きな感銘を与えるとともに、井上先生のありし日をしのびました。

4月28日、平成31年度川西町春季消防演習を行いました。齋藤団長以下、新入団員を含め、総勢200名を超える団員の出動並びに置賜広域行政事務組合川西消防署員や地域住民が参集し、春の乾燥注意報中に上小松美女木地内で火災が発生したことを想定し、火災防御訓練を実施いたしました。その後、徒歩部隊、車両部隊での分列行進を行った後、会場を総合運動公園多目的運動場に移し式典を行いました。式典では、観閲、新入団員の各個訓練、小隊の行進間訓練と、本年11月13日に横浜市で開催されます全国女性消防団操法大会に山形県代表として出場予定の本町女性消防団の操法が披露されたところでもあります。また、長年消防団活動の功績者等の表彰を行いました。

5月3日、川西町成人式を挙行了しました。

5月7日、第1回川西町議会臨時会が開催されました。

同じ5月7日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

5月15日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

5月24日、川西町自治会長連合会第1回定例会を開催いたしました。本年度の役員の選出が行われ、会長には小松地区会長の山口徳夫さんが、副会長には吉島地区会長の関和博さんが選出されました。会議では連合会の業務や年間予定の説明を行うとともに、かわにし夏まつりの協力をお願いいたしました。また、米沢警察署警備課より災害時の早期避難の啓発の出前講座等について情報提供をいただきました。

5月29日、第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では川西町国民健康保険税条例の一部改正、平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計の状況及び決算見込みについて報告をいたしました。次に、令和元年度川西町国民健康保険事業計画及び特別会計予算国民健康保険税率について協議をいただいたところでございます。

6月3日、川西町新庁舎整備建設工事起工式を行いました。

続きまして、入札執行調書についてご報告を申し上げます。

3月8日、工事名、川西町新庁舎整備建設工事、落札金額22億5,720万円であります。落札者、殖産・松田・藤島建設共同企業体、代表者、株式会社殖産工務所代表取締役伊藤一壽、以下記載のとおりでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

3番渡部秀一君、4番寒河江 司君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日6月6日より6月20日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎報告第1号 平成30年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 日程第3、報告第1号 平成30年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第1号 平成30年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告をさせていただきます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰り越した予算について同法施行令第146条

第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

本日付であります。

内容について、井上未来づくり課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、報告第1号 平成30年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご報告を申し上げます。

別紙に概要書をお配りをしてございますので、概要書を先にごらんいただきたいというふうに思います。

平成30年度川西町一般会計繰越事業の概要でございます。

款、項、事業名、契約・交付決定日、完了日、事業概要ということで、5月31日現在の状況を記載してございます。本日は事業名、そして事業の概要につきまして、この概要書をもとにご確認をお願いを申し上げます。

まず、新庁舎の整備事業でございますが、新庁舎整備に伴います造成工事でございます。

次に、プレミアム付商品券事業でございますが、国の補正予算によりまして実施が予定をされてございますプレミアム付商品券発行事業の準備経費について繰り越しを予定してございます。

3つ目でございますが、担い手確保・経営強化支援事業でございます。農業担い手に対する農業機械等の導入補助の事業でございます。

4つ目が小学校施設の空調設備整備事業でございます。大塚小学校への空調設備整備事業でございます。

最後でございますが、中学校施設空調設備整備事業でございます。川西中学校への空調設備整備事業でございます。

それでは、報告書にお戻りをいただきまして、1枚おめくりをいただきますと、繰越明許費の繰越計算書を添付してございますので、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、そして財源内訳というようなことで記載をしてございます。

なお、この金額の欄の計上額でございますが、平成30年度の予算額を計上してございます。

それでは、事業ごとにご報告を申し上げます。

新庁舎整備事業でございますが、予算額は3億1,054万6,000円でございます。うち、翌年

度の繰越額は9,076万円です。財源内訳でございますが、この事業のみ既収入特定財源がございまして、2,169万円でございます。この特定財源につきましては、庁舎建設基金からの繰入金でございます。そのほか、未収入の特定財源といたしましては、町債が6,490万円、そして一般財源は417万円でございます。

2つ目、プレミアム付商品券事業でございます。金額、翌年度繰越額とも同額でございます。138万5,000円でございます。財源内訳は未収入の特定財源でございます。全額国庫支出金でございます。

次に、担い手確保・経営強化支援事業でございます。金額、翌年度繰越額とも同額でございます。854万1,000円でございます。この事業につきましても、未収入特定財源が事業費同額でございます。全て県庫支出金でございます。

次に、小学校の施設空調設備整備事業でございますが、金額4,166万6,000円でございます。うち、翌年度繰越額は3,939万8,000円でございます。財源内訳は未収入特定財源といたしまして、国庫支出金が425万円、町債が3,510万円でございます。そして、一般財源につきましては4万8,000円でございます。

最後でございますが、中学校の施設空調設備整備事業でございます。金額は5,833万円、翌年度繰越額は5,510万1,000円でございます。財源は全て未収入の特定財源でございます。国庫支出金が842万3,000円、町債が4,650万円、それに一般財源は17万8,000円でございます。

合計の欄でございますが、翌年度繰越額の合計額でございます。1億9,518万5,000円でございます。既収入特定財源は2,169万円、未収入の特定財源は、国庫支出金が1,405万8,000円、県支出金が854万1,000円、町債が1億4,650万円、一般財源は439万6,000円でございます。

5月31日付、町長名でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 報告を終わります。

◎報告第2号 平成30年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和元年度事業計画について

○議長 日程第4、報告第2号 平成30年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和元年度事業計画について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第2号 平成30年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和元年度事業計画についてご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、川西町土地開発公社に対し出資、その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 おはようございます。

命によりまして、私のほうから報告第2号 平成30年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和元年度事業計画について報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度川西町土地開発公社の経営状況及び令和元年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付、町長名でございます。

それでは、お手元にお配りしております平成30年度決算書、川西町土地開発公社、これをごらんいただきたいと思っております。

表紙めくっていただきまして、1ページでございます。

事業報告書。1事業報告、(1)代行用地、町からの委託を受けて買い取りした用地でございます。開発用地の維持管理を行い、売却促進を図ったところでございます。面積1,893.15平米、事業費48万3,357円借入金支払い、草刈り委託料等でございます。

(2)完成土地等、①公共用地、駅東地区公共用地を売却いたしました。面積3,922.06平米、売却額4,613万7,422円、売却先は川西町、売却日は平成31年3月5日でございます。

②企業誘致用地、尾長島工業団地内企業誘致用地の維持管理を行い、売却促進を図ったところでございます。面積2,148.73平米、事業費3万914円、草刈り委託料でございます。

(3)開発中土地、尾長島工業団地内附帯用地の取得に努めたところでございます。面積1,028平米、取得額はゼロ円でございます。全体で共有地でございます。96分の66が公社の持ち分というところの現況でございます。

続きまして、2理事会及び監査会の開催状況報告でございます。(1)理事会。理事会は記載のとおり2回開催しております。開催年月日、報告、議事については記載のとおりでございます。

(2)監査会、監査につきましては1回の開催であります。開催年月日については記載

のとおりでございます。

おめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。

3役職員に関する報告でございます。(1) 役員の構成、役員は理事9名、監事2名をもって構成してございます。

(2) に役職員の名簿、31年3月31日現在の名簿を記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思えます。

財産目録でございます。平成31年3月31日現在でございます。

資産の部、区分といたしまして流動資産、(1) 現金及び預金、イの普通預金、ロの定期預金、合わせまして879万7,565円でございます。

(2) 代行用地、開発用地といたしまして、1,803万5,488円でございます。

(3) 完成土地等、企業誘致用地でございます。946万7,373円でございます。

(4) 開発中土地、工業団地附帯用地でございます。181万826円でございます。

2 固定資産、(1) 有形固定資産でございます。パソコン一式でございますが、減価償却期間を過ぎておりますので、存目の1円でございます。

資産の合計といたしまして3,811万1,253円でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思えます。

貸借対照表でございます。平成31年3月31日現在でございます。

資産の部、1 流動資産、(1) 現金及び預金、(2) 代行用地、(3) 完成土地等、(4) 開発中土地の流動資産の合計は3,811万1,252円でございます。

2 固定資産、(1) 有形固定資産、パソコンのみでございます。26万9,639円でございます。減価償却分として、有形固定資産として1円でございます。

資産合計で3,811万1,253円でございます。

続きまして、資本の部。

1 資本金、(1) 基本財産、出資金、合計ともに500万でございます。町からの出資金でございます。

2 準備金、(1) 前期繰越準備金5,284万291円でございます。

(2) 当期純損失△1,972万9,038円、準備金合計3,311万1,253円、資本合計3,811万1,253円でございます。

5ページをごらんいただきたいと思えます。

損益計算書でございます。平成30年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

1 事業収益、(1) 土地造成事業収益、事業収益合計とも4,613万7,422円。

2 事業原価、(1) 土地造成事業原価、事業原価合計とも6,549万8,402円。事業総損失△1,936万980円でございます。

3 販売費及び一般管理費、(1) 人件費、(2) 経費、合わせまして事業損失といたしまして△1,947万5,041円でございます。

4 事業外収益、(1) 受取利息、(2) 雑収益、1万5,503円でございます。

5 事業外費用、(1) 支払い利息26万9,500円でございます。経常損失△1,972万9,038円、当期純損失、同額の△1,972万9,038円でございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

キャッシュ・フロー計算書、期日は記載のとおりでございます。

1 事業活動によるキャッシュ・フロー、(1) 土地造成事業収入、(2) その他の事業収入、(3) 公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出、(4) 人件費支出、(5) その他の業務支出、(6) 利息の受取額、(7) 利息の支払額ということで、事業活動によりますキャッシュ・フロー、合計で4,528万6,007円でございます。

2 財務活動によるキャッシュ・フロー、(1) 長期借入れによる収入、(2) 長期借入金の返済による支出、財務活動によるキャッシュ・フロー、合計は△4,176万5,528円でございます。

3 現金及び現金同等物期首残高、27万7,086円。

4 現金及び現金同等物期末残高、379万7,565円でございます。

7ページをごらんいただきたいと存じます。

平成30年度利益金計算書でございます。

1 前事業年度繰越準備金、5,284万291円。

2 当該事業年度純損失、△1,972万9,038円。

3 剰余金、未処分でございます、3,311万1,253円。翌年度繰越準備金として3,311万1,253円を処分する予定でございます。

8ページをごらんいただきたいと存じます。

収入支出決算報告書でございます。ただいまご説明申し上げました内容の報告書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部でございます。

1 款の事業収益につきましては、1 項 1 目の代行用地売却、3 項の土地造成事業、完成土地売却でございますが、ございませんでしたので、合計で決算額として4,613万7,422円でございます。

2 の事業外収益につきましては、受取利息、雑収益でございます、1 万5,503円でございます。

収入合計といたしまして、4,615万2,925円でございます。

9 ページをごらんいただきたいと思います。

支出でございます。

1 款の事業原価につきましては、代行用地売却の原価、完成土地売却の原価等でございます、合計で決算額6,549万8,402円でございます。

2 販売費及び一般管理費、人件費、経費でございます、合計で11万4,061円でございます。

3 事業外費用、利息の支払いでございます、26万9,500円。

支出合計でございますが、6,588万1,963円でございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1 資本的収入、長期借入金60万円、収入合計も同額の60万円でございます。

支出、1 資本的支出でございます。1 代行用地取得事業費ということで、開発用地事業費ということで記載してございますが、あと、3 の土地造成事業費ということで、公共用地取得事業費、工業団地附帯用地の事業費ということで記載しております。合計で決算額4,284万8,885円でございます。

6 の公社債償還及び長期借入金償還ということで、長期借入金の償還金として記載してございます。4,236万5,528円。

支出合計で4,284万8,885円でございます。

続きまして、11ページ、横版でございますが、ごらんいただきたいと思います。

事業資産の明細表でございます。一番上段から申し上げます。

代行用地明細表でございます。開発用地でございます。期首残高は記載のとおりでございます。当期増加高といたしまして、諸経費、支払利息で48万3,357円。当期減少高はございません。期末残高として、面積1,893.15平米、金額1,803万5,488円でございます。

中段の完成土地等の明細表でございます。

企業誘致用地につきましては、期首残高として金額946万7,373円、当期増加高はございません。当期減少高もございません。期末残高として同額の946万7,373円でございます。

次に、駅東地区公共用地でございます。期首残高につきましては6,549万8,402円、当期増加高はございません。当期減少高といたしまして、金額6,549万8,402円ということで、期首残高についてはゼロでございます。

合計につきましては、この2つを足したものでございます。

明細、期首残高の面積につきましては、6,070.79平米、金額は7,496万5,775円、当期増加高はございません。当期減少高は、面積3,922.06平米、金額6,549万8,402円、期末残高、面積が2,148.73平米、金額が946万7,373円でございます。

一番下段でございます。開発中土地明細表でございます。

工業団地内の附帯用地と共有地でございます。期首残高につきまして、合計も同額でございますので、181万826円でございます。当期増加高、当期減少高はございません。期末残高は同額の181万826円でございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと存じます。

有形固定資産明細表につきましては、パソコン一式でございます。平成14年5月に購入しておりますので、減価償却が終了しておりますので、存目の1円という状況でございます。借入金明細表でございます。

借入先につきましては、山形おきたま農業協同組合、山形銀行小松支店、川西町土地開発基金でございます。期首残高、合計を申し上げます。4,176万5,528円、当期増加高60万円、当期減少高4,236万5,528円、期末残高ゼロ円でございます。

続きましては、13ページをごらんいただきたいと思っております。

13ページにつきましては、令和元年5月15日に監査いただきました監査結果について報告書を記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

一番最後をおめくりいただきまして、ただいま申し上げました土地開発公社の事業保有地の土地の位置図ということで記載をしてございますので、お目通しいただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

続きまして、お手元にお配りしております令和元年度川西町土地開発公社予算事業計画及び資金計画書、こちらをごらんいただきたいと存じます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。

令和元年度川西町土地開発公社予算でございます。

第1条総則については、記載のとおりでございます。

第2条重点事業でございますが、令和元年度の重点事業は次のとおりとし、当該事業の実施計画は第1表事業実施計画によるところでございます。

(1)の開発用地の売却、(2)企業誘致用地の売却、(3)工業団地附帯用地の取得でございます。

第3条収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定めるところでございます。

収入でございます。

第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益1,836万5,000円、第3項土地造成事業収益536万1,000円。

第2款事業外収益、第1項受取利息1,000円、収入合計2,372万7,000円でございます。

支出。第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価1,803万6,000円、第3項土地造成事業原価946万8,000円。

第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費38万6,000円でございます。

支出合計2,789万円でございます。

収益的収入支出差引額は△416万3,000円でございます。

資本的支出、第4条でございます。資本的支出の予算は次のとおりと定めるといたしまして、ただし、不足する額112万円は損益勘定留保資金で補填するものとするものでございます。

支出。第1款資本的支出、第3項土地造成事業費23万円でございます。第5項固定資産取得費89万円でございます。

支出合計といたしまして、112万円でございます。

第5条長期借入金、長期借入金の限度額は17億円と定めてございます。

次のページ、2ページ以降につきましては、事業計画書、資金計画書を、収入支出予算事項別明細書を記載してございますので、ただいま申し上げました内容でございますので、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

最後の5ページでございます。役員の構成でございますが、役員は理事9名、監事2名をもって構成しておるところであります。31年4月1日現在の役員の名簿を記載してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 報告を終わります。

◎報告第3号 平成30年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況
報告及び令和元年度事業計画について

○議長 日程第5、報告第3号 平成30年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び令和元年度事業計画について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第3号 平成30年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び令和元年度事業計画について報告を申し上げます。

提案理由につきましては、一般財団法人川西町体育振興公社に対し出資、その他の財政的援助を与えているもので、その経営状況を報告するものであります。

内容につきましては、針生生涯学習課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生生涯学習課長。

○生涯学習課長 命により、生涯学習課の針生でございますが、私よりご報告申し上げます。

報告第3号 平成30年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び令和元年度事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告させていただきます。

本日付、町長名でございます。

まず、本日の報告資料は2つございまして、1つはA4表紙に横書きで、平成30年度一般財団法人川西町体育振興公社事業報告と付記しているもの。もう一つは、令和元年度一般財団法人川西町体育振興公社事業計画書でございます。

まず、事業報告のほうを申し上げたいと思います。

本日の資料については、左側もしくは下部にページを振っておりますので、ご留意いただきたいと思います。

平成30年度事業報告資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、30年度基本方針は、一般財団法人川西町体育振興公社定款に基づきまして、川西町社会体育施設の活用を進め、町民の主体的な生涯教育を通して健康と体力づくりに関する事業を行い、町及び関係機関、団体との連携を密に、町民の体育振興に寄与するとして業務を

進めてまいりました。

以下、6項目の業務でございます。

1つには、受任したスポーツ振興の拠点施設の管理運営でございます。町民総合体育館及びクラブハウスA I Kを含む総合運動公園全般の管理運営でございました。

2つには、受任した各事務局業務でございました。2ページから3ページには川西町体育協会に関するもの。3ページから5ページには、スポーツ少年団本部関係、5ページから6ページには、総合型地域スポーツクラブ、スポーツかわにしに関する業務を記載しております。

3つには、公社自主事業としてのスポーツ教室等の開設でございました。

4つには、7つのスポーツ大会の開催とその支援でございました。

5つには、スポーツ関係団体及びスポーツクラブ等への指導、助言でございます。7ページから8ページに記載のとおりでございます。

6つ目には、スポーツに関する情報の収集、提供等の広報、啓蒙活動についてでございます。①は町民総合体育館で運用しております施設予約管理システムを利用するためのIDの発行状況となります。なお、これまでに発行をしておりますIDは、合計で77団体に出してございます。②は年間を通した広報の状況でございます。

続いて、10ページから11ページには公社の理事会及び評議委員会における承認、議決の内容を記載しておりますので、お読み取りいただきたいと存じます。

次に、決算の状況でございます。

13ページからの財務諸表をごらんください。

まず、14ページの貸借対照表により、3月31日時点の状況をご報告申し上げます。

当年度の欄をごらんいただきたいと思っております。

大きな1番、資産の部の1、流動資産です。現金預金が776万2円、これは平成31年3月31日時点の預金残高となります。未収金は、設置をしております自動販売機等に係る設置料などの9万6,847円です。これを含めまして、流動資産合計は785万6,849円となり、前年比7万4,034円の減となりました。

2固定資産、定期預金は町からの1,000万を基本資産としているものでございます。特定資産及びその他固定資産はございませんので、資産の部は流動資産を含めた合計1,785万6,849円となります。したがって、さきに申し上げました同じく前年比7万4,034円の減となりました。

大きな2番、負債の部、1流動負債でございます。未収金として23万6,940円、これは職員の社会保険料の預かり金などでございます。次いで、未払い法人税などとして16万7,000円でございます。同様に消費税の精算分としての未払い消費税等で67万7,900円でございます。

固定負債はございませんので、以上の合計1,008万1,840円が負債合計となります。この額は前年比38万1,499円の減となりました。

大きな3番、正味財産の部、2の一般正味財産は、15ページから16ページの正味財産増減計算書により、後ほどご報告もいたしますが、一般正味財産は大きな1の資産合計額と大きな2の負債合計額との差となりまして、1,677万5,009円です。この額は、16ページの正味財産期末残高と同じ額になります。

負債及び正味財産合計は1,785万6,849円となりました。前年比7万4,034円の減となります。

次に、正味財産増減計算書でございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

まず、大きな1一般正味財産増減の部の1経常増減の部、(1)の経常収益のうち基本財産受取利息は1,000円で、定期預金の利息でございます。

事業収益の内訳でございますが、参加料収入が18万5,000円。これは公社が独自に行った事業の参加料収入でございます。次に、使用料収入が327万2,490円。次に、事業受託料収入に260万円でございます。この260万円は、指定管理料に含めたスポーツ大会開催等の事業受託料であり、次の施設管理運営受託料収入3,419万8,000円と合わせました3,679万8,000円が30年度の年間の指定管理料でございます。

以上より、事業収益計4,025万5,490円となり、この額は前年比416万9,670円の減となりました。

雑収益は預金利息に123円、雇用保険料や自動販売機設置料などで63万8,369円で、合計63万8,492円でございます。したがって、経常収益は4,089万4,982円ございました。この額は前年比424万5,499円の減となりました。

次いで、(2)経常費用でございます。項目を大きく事業費と管理費に区分して計上しております。その区分の考え方は、事業費は文字どおり事業推進にかかわるものでございますが、先ほど事業報告で申し上げました公益法人法にうたわれ、公社の定款に定めている公益事業実施にかかわる経費となります。また、管理費は法人経営にかかわるもの及び施設維持

管理にかかわるものを主として計上しておりますが、携わる職員の数や使用する施設の面積等によって、案分して計上している点もございます。それぞれ事業費2,829万2,758円、そして、管理費1,212万7,589円で計上してございまして、合計4,042万347円が経常費用計でございます。この額は前年比348万4,901円の減となりました。

(1)の経常収益計と(2)の経常費用計から16ページ2行目の当期経常増減額は47万4,635円でございます。前年比76万598円の減となります。

次に、2の経営外増減の部、(1)の経常外収益はございませんので、(2)経常外費用の税引前当期一般正味財産増減額は申しあげました47万4,635円となります。この額から法人税、住民税及び事業税の16万7,170円を差し引いた30万7,465円が当期一般正味財産増減額となりました。一般正味財産期首残高は、前年度期末残高の1,646万7,544円でございますので、その合計額となります一般正味財産期末残高は、合わせて1,677万5,009円でございます。前年比30万7,465円の増となりました。

続きまして、大きな2番、指定正味財産増減の部ですが、これはゼロですので、16ページ、最後の大きな3番、正味財産期末残高は1,677万5,009円となります。前年比30万7,465円の増となりました。この1,677万5,009円が貸借対照表の正味財産合計額に計上されております。

次いで、17ページの財産目録は、貸借対照表の科目ごとに計上しているものでございますが、申しあげますと、流動資産の普通預金が776万2円、未収金が9万6,847円、固定資産の基本財産が1,000万円で、資産合計が1,785万6,849円です。流動負債の未払金が23万6,940円、未払法人税等が16万7,000円、未払消費税等が67万7,900円です。

負債合計は108万1,840円となり、正味財産は1,677万5,009円となりました。

また、18ページに会計監査報告書を添付しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

次に、令和元年度事業計画及び予算についてでございます。2つ目の資料をごらんいただきたいと思っております。

令和元年度の事業計画書について、2ページをごらんいただきたいと思っております。

基本方針は30年度と同様でございます。基本方針のもとに6項目の事業、業務を計画しております。

元年度の業務としましては、2の①体育協会を通じて、事務局活動を通じてとなりますが、2020東京オリンピック開催に伴うスポーツへの関心の高まりを意識した取り組みに努めるとしております。

また、スポーツ少年団の項では、スポーツ庁が昨年策定いたしましたこれからの「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に従い、学校管理下外の活動団体において、チーム関係者、保護者に理解と協力を得るように努めることを、今年度特に明記しておくところでございます。

そして、3です。各種スポーツ教室等の開設、4各種スポーツ大会の開催及び支援、5スポーツ関係団体及び地域の各種団体やスポーツクラブ等への指導助言、6スポーツに関する情報の収集・提供等の広報、啓蒙活動でございます。

以上の内容につきましては、4ページから5ページにかけて、それぞれの事業、業務計画を記載しておりますので、お読み取りいただきたいと思っております。

続いて、収支予算書でございます。

8ページ及び9ページをごらんください。

元年度予算総額は、収入支出ともに4,055万円で組んだところでございます。

まず、大きな1番、事業活動収支の部の1事業活動収入の①基本財産運用収入は、基本財産の利息収入に1,000円、②事業収入として参加料収入、使用料収入、事業受託料収入、そして施設管理運営受託料収入を含めまして、事業収入に3,604万9,000円を計上しております。雑収入を含めまして事業活動収入計は3,655万円を見込むものでございます。前年比420万9,000円の減でございます。

次に、2事業活動支出として、①事業費支出及び②管理費支出の事業活動支出計に4,055万円と計上しております。したがって、元年度当期の収支差額はマイナス400万円で計上し、前期からの繰越収支差額を400万円と見込みまして、収入支出ともに申し上げましたとおり、総額4,055万円で予算を組んだところでございます。

最後になりますが、10ページに役員体制がございます。この1年間の執行体制となりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長 報告を終わります。

◎報告第4号 平成30年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和元年度事業計画について

○議長 日程第6、報告第4号 平成30年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和元年度事業計画について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第4号 平成30年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和元年度事業計画について報告を申し上げます。

提案理由につきましては、株式会社ダリヤパークサービスに対し出資、その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものでございます。

内容につきまして、奥村まちづくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 命によりまして、私からご報告を申し上げます。

報告第4号 平成30年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和元年度事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものでございます。本日付、町長名でございます。

本日の資料でございますが、2冊ございます。1冊については第24期の報告でございまして、もう1冊については25期の事業計画でございます。

初めに、資料として第24期の営業報告書並びに決算報告書をごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただいて、1ページでございます。

1の営業の概要でございます。株式会社ダリヤパークサービスは、平成30年度から川西町浴浴センターのほか、新たに川西ダリヤパークゴルフ場の経営管理を行ったところでございます。それぞれに施設を円滑に運営するために従来の組織を変更しまして、温泉施設部、それからパークゴルフ部を設置をし、スタッフの増員を行いながら運営を行ってまいりました。それぞれの施設の設置目的を達成するために、施設機能を最大限に生かしながら事業を進めてまいりました。

次に、2の施設ごとの営業概要でございます。

初めに、浴浴センターまどかの営業概要でございます。

1の具体的な取り組みとして、(1)の宿泊、宴会、それから2ページにはレストラン関係、それから日帰り入浴関係、イベント関係、それから3ページでございますが、(5)として、テレビ・ラジオ番組の出演と、それから(6)につきましては、職員の研修を含めた会議等を記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

4ページをごらんいただきたいと思います。

利用状況でございます。今期の利用状況につきましては、年間を通しまして13万6,504名でございまして、昨年度から比べまして2,843名の減でございます。部門別の利用者については、記載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。宿泊部門のみが前年度を164名ほど上回っておりますが、温泉、宴会、レストラン、3部門含めて約3,000名ほどが減少となったところでございました。

レストラン部門の減少の要因でございますが、宿泊部の増加によりまして、レストラン全体を夕食会場で使用することになりますので、レストランの夜間営業、これを中止せざるを得ないというような状況となったところが要因として捉えているところでございます。

なお、季節ごとの利用者については記載のとおりであります。例年になく冬場の降雪が少なかったということもございまして、冬場の利用がふえたというような状況でございます。

次に、3の売上及び損益状況でございます。

売上高につきましては、1億8,776万円でございます。前年度に対しまして12万5,000円の増となったところでございます。部門別の売上高については記載の表のとおりでございます。

5ページのほうに移っていただきたいと思います。

部門別を見ますと、宿泊、レストラン部門は前期より減額となりました。温泉、宴会、売店の3部門については、前期を上回る売上高となったところでございます。

仕入高の合計、売上原価、それから販売費及び一般管理費、営業外収入等については記載の金額でございまして、結果といたしまして、浴浴センターまどか部門につきましては、44万9,000円が当期の純利益となったところでございます。

なお、今期につきましては黒字決算ということになりますけれども、人件費や水道光熱等の固定費等が増額となっている傾向でございます。

次に、3番のダリヤパークゴルフ場の営業概要でございます。

パークゴルフ場につきましては、当初5月の連休明けにオープンする予定をしておりましたが、芝の状況等々、それから円滑な受付業務、こういったものを万全に期すために、オープンを7月14日と定め、オープンをしたところでございました。それぞれパークゴルフ協会と連携をしながら、第1回のオープン記念大会等を開催したところでございます。

6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

経過報告でございますが、記載のとおりでございまして、特に9月にはパークゴルフの初心者講習会、それから10月には第1回のパークゴルフ大会等を開催をし、11月25日まで営業

を行ったところでございます。

次に、利用状況でございます。利用者数につきましては、7月から11月までの期間でございますが、9,081名、1日平均の利用は68.8人ということでございます。それぞれ月別の利用者、それから町内、町外等の数字については記載のとおりでございます。

7ページのほうに入りますが、置賜全体での利用者というのが一番多くて、全体の83%ということでございました。そのほか、置賜以外につきましては519名、それから、県外利用については福島、宮城、新潟等でございますが、984名となったところでございます。

次に、3番の売上及び損益状況でございます。

パークゴルフ場の売上高については、利用料とロッジ内の食堂、売店の売り上げを合わせて、566万8,000円となったところでございます。内訳は記載の表のとおりでございます。食堂、売店に係る仕入高、それから販売費及び一般管理費、営業外収益については記載の金額でございまして、結果としまして、パークゴルフ場については14万3,000円の損失となったところでございます。今期の損失でございますが、営業日数が年間通してできなかったということ、それから、初年度等々で備品等、それから消耗品等の経費に要したということが要因と捉えているところでございます。

それぞれ浴浴センター、それから、ただいま申し上げましたパークゴルフ場、合わせた損益状況につきましては、後ほどトータルした内容については、後ほどの数値的なもので申し上げたいと思いますが、下段のところでございますが、結果として合わせまして、当期の結果としましては、30万6,000円が純利益となったところでございます。

次に、8ページでございますが、8ページにつきましては、浴浴センターまどかの部分がありますが、直近3カ年の利用状況でございますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

9ページでございます。

9ページにつきましては、会社概要ということで、一般事項ということで、会社の概要、(2)の役員氏名、(3)には会議等の開催状況を記載しているところでございます。

続きまして、損益計算書でございます。10ページでございます。

1の売上高でございます。なお、数字のほうはこの表の一番右側のほうでございます。売上高、それから指定管理料を含めまして、2億2,693万5,287円でございます。

2の売上原価でございます。期首棚卸高から仕入高、消耗品仕入高等々から、ここから期

末棚卸高を差し引きまして、売り上げについては6,310万3,467円です。ここから、先ほどの売上高から売上総利益を差し引きまして、売上原価については1億6,383万1,620円でございます。

3番の販売費及び一般管理費でございます。これにつきましては、1億6,450万4,257円でございます。1の売上高から販売費、それから一般管理費等を差し引きますと、営業の損失については67万2,437円でございます。

営業外収益としましては、受取利息、それから受取配当金、それから雑収入ということで、合わせまして154万9,614円でございます。営業外費用については、支払利息として26万9,359円でございます。結果として経常利益につきましては60万7,818円でございます。

6の特別利益、それから7の特別損失はございませんので、経常利益から法人税、それから住民税及び事業税を差し引きますと、当期の純利益については30万6,201円となったところでございます。

11ページでございますが、これにつきましては、販売費及び一般管理費の計算内訳、下段については棚卸資産の計算内訳でございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

続きまして、12ページでございます。

平成31年3月31日現在の貸借対照表でございます。本表の左側でございますが、まずは資産の部でございます。

1の流動資産につきましては、現金及び預金から、内訳は記載のとおりであります。トータルをして1,348万6,181円でございます。

2の固定資産であります。有形固定資産の合計が456万2,437円でございます。無形固定資産についてはソフトウェアということで、72万7,200円でございます。投資、その他の資産として記載の内訳でございますが、トータルをして230万4,822円でございます。合わせまして2の固定資産の総計は759万4,459円でございます。繰延資産はゼロでございます。

資産の部合計でございますが、2,108万640円でございます。

右側でございますが、負債の部でございます。

1の流動負債でございます。内訳は記載の内容でございますが、トータルをして2,208万1,843円でございます。

2の固定負債であります。長期の借入金、それから長期未払金を含めまして849万2,200円でございます。

負債の部合計であります。3,057万4,043円でございます。

下段の純資産の部でございます。資本金は1,500万でございます。2の資本剰余金はゼロ、3の利益剰余金については、繰越利益剰余金ということで△2,449万3,403円でございます。

純資産の部の合計でございますが、マイナス949万3,403円となったところでございます。

負債・純資産の部の合計については、2,108万640円でございます。

続きまして、13ページでございます。

損益処分計算書でございます。当期末処分損失2,449万3,403円。この全額を次期繰越損失として処分するものでございます。

続きまして、14ページでございます。

14ページには、監査報告ということで添付をしておりますので、ご確認をいただきたいところでございます。

以上が第24期の経営報告でございます。

続きまして、別冊になりますが、第25期ということで事業計画書をごらんいただきたいと思っております。

1ページでございます。

まずは、運営方針でございます。昨年度に続きまして、浴浴センター、それからダリヤパークゴルフ場、この2つについて管理運営をしていくところでございます。

浴浴センターにつきましては、隣接するダリヤ園や関係機関との連携を図りながら、拠点施設として地域の活性化につながる事業運営に努めてまいります。ダリヤパークゴルフ場につきましては、パークゴルフを中心とした各種イベントを開催しながら、交流人口の拡大に努めるとともに、地域に密着した交流施設となるよう努めてまいります。

2の施設の管理運営でございますが、(1)の管理施設、それから(2)の役員、従業員体制、それから(3)については営業時間及び休館日の内容でございます。

2ページに入りまして、(4)として施設の維持管理ということでございますので、①から⑤の内容について管理運営をしてみたいというところでございます。

次の3の実施事業でございます。

初めに、浴浴センターまどかでございますが、(1)として各種宴会プランということでございます。記載の内容でございます。

(2)特別宿泊プランということで、①から③の宿泊プランで取り組んでみたいと思っております。

(3)のレストランでございますが、①から④というところで、新しくは④ということで、

大人のテーブルマナーというところを実施してまいりたいというところでございます。

(4)には温泉利用、売店関係というところで、割引入浴券等々、こういったものを配しながら利用促進を図ってまいりたいというところでございます。

(5)につきましては、連携・協力事業ということで、①から、3ページのほうに入りますが、⑤まで、各種関係団体と連携をして集客に努めてまいるところでございます。

(6)には施設の有効活用、それから(7)にはPR活動を記載をしていますが、こういったところにも取り組んでまいります。

(8)につきましては従業員の接遇講習、これも含めまして、従業員全体での研修に取り組んでまいりたいというところでございます。

(9)には各種協賛イベントというところがございますので、①から③の内容、現在のところはこういったところに取り組んでまいりたいというところでございます。

次に、パークゴルフ場でございます。

(1)としまして、各種大会、講習会の開催ということで、第2回のパークゴルフ大会の開催、それから山形県の交流大会、それから初心者講習会を開催をしてみたいというところでございます。

4ページでございます。

(2)でございますが、引き続きスキー場ロッジ内での食堂、売店の運営をしてみたいというところございまして、プレーのセットメニュー、それから割引回数券等の販売も予定しているところでございます。

(3)につきましては、特に近隣パークゴルフ場と、こういったところと情報交換をしながら、よりよい施設運営に努めてまいりたいというところでございます。

4の利用者、売上高の目標値でございます。

(1)利用者の目標でございます。浴浴センターの年間の目標として、13万5,000人の目標をしているところでございます。パークゴルフ場については1万1,000人、合わせまして14万6,000人を目標としているところでございます。

(2)売上高でございます。浴浴センターにつきましては、1億8,500万円の売上高を目標としておりまして、それぞれの内訳につきましては、宿泊から売店まで記載の内容の目標設定をしております。

ダリヤパークゴルフ場でございますが、パークゴルフ、それから食堂、売店を合わせまして、年間750万円の目標を設定しているところでございます。ダリヤパーク全体の中で、1

億9,250万円、こういった目標を持ちながら、第25期の取り組みを進めてまいりたいということでございます。

以上で私からの報告を終わります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時00分といたします。

(午前10時48分)

○議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議第32号　平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決
処分の承認について

○議長　日程第7、議第32号　平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願ひます。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長　議第32号　平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるため提案するものであります。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長　井上未来づくり課長。

○未来づくり課長　命によりまして、議第32号　平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）

を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚おめくりをいただきますと専決処分書を添付してございます。

専第1号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分するものでございます。

平成31年3月31日付、町長名でございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、補正予算書でございます。

平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度川西町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,512万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億7,388万6,000円とするものでございます。

なお、今回の8号補正につきましては、歳入歳出予算の補正にあわせまして、第2条でございますが、繰越明許費の補正を、第3条におきまして地方債補正をあわせて行っておりますので、5ページにお移りをいただきたいというふうに思います。

上段が第2表繰越明許費補正でございまして、今回は変更を計上するものでございます。

さきに繰越明許費の繰越明許費計算書のご報告を申し上げました事業でございますが、担い手確保・経営強化支援事業につきまして、当初予算に計上した時点におきましては、要望額ベースで予算を計上してございました。このたび内報をもとに採択結果に基づきまして、金額につきまして854万1,000円に変更を行うものでございます。

なお、先ほどの繰越明許費計算書につきましても、この854万1,000円をもとに計上をさせていただきます。

次に、下段の第3表地方債の補正でございます。この補正につきましても変更を計上してございます。

最初に、一般単独事業でございますが、770万円の減額を計上してございます。事業といたしましては、新庁舎整備事業の事業費の確定によります減額でございます。

次に、学校教育施設等整備事業でございますが、30万円の減額を計上してございます。事業につきましては、小学校施設の空調設備整備事業、中学校施設の空調設備整備事業、大塚小学校、川西中学校への空調設備整備事業の事業費の確定に伴いましての減額でございます。

次に、地方道路等整備事業でございますが、280万円の減額を計上してございます。事業につきましては、道路維持管理経費、あとオーバーレイの事業、道路側溝の整備事業、それぞれ事業費の確定に伴いまして減額を計上してございます。

次に、緊急防災・減災事業でございますが、90万円の減額を計上してございます。防災対策事業の中で、Jアラートの整備事業の事業費の確定によります減額でございます。

次に、公共施設等適正管理推進事業につきましては、590万円の減額を計上してございます。事業につきましては、逆沢線の補修改修工事、それに新庁舎整備事業、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。

次に、振興資金の整備事業でございますが、430万円の減額を計上してございます。事業につきましては、新庁舎整備事業、河川の事務経費、小学校の維持管理経費、フレンドリープラザの管理運営事業などの事業費の確定に伴います減額でございます。

最後に、過疎対策事業でございますが、3,520万円の減額を計上してございます。過疎対策事業につきましては、ハード事業、ソフト事業、それぞれ事業を実施してございますが、ハード事業の中では消防施設の整備事業、そしてまた、過疎債を活用して整備を予定してございます道路の整備事業、そして町有施設等の整備費等、それぞれ事業費の確定に伴いましてここに変更を計上してございます。一方、ソフト事業につきましては、高校3年生相当まで医療費無料化としておりますので、それにかかわります子育て支援医療費等の医療給付費の確定によります減額、そしてまた、町内製品の販売促進事業などの事業費の確定に伴います減額をそれぞれ計上しているものでございます。

今回の地方債の変更につきましては、総額で5,710万円の減額を計上させていただいてございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、別紙、概要書をもとに内容をご確認をお願いをしたいというふうに思います。

平成30年度川西町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。

今回の8号補正につきましては、歳出におきましては事業費の確定による補正、歳入につきましては、収入額の確定によりますそれぞれ補正を計上しているものでございます。

初めに、歳出からご説明をさせていただきます。

まず、1の件費でございますが、特別職や一般職員の給与費、それに消防団員への報酬、地域おこし協力隊への報酬などの確定によります減額を計上させていただいてございます。

次に、2の補助費等でございますが、記載の各種団体等への負担金や補助金、そしてまた

報償費などの確定によります減額を計上させていただいておるところでございます。この中では中段にふるさとづくり基金管理事業の報償費△2,350万5,000円の記載がございますが、ふるさと納税の返礼品の経費と、報償費ということになります。ふるさと納税につきましては、平成30年度当初から顕著な伸びを示しておりまして、それに伴いまして、当初1億4,000万円の寄附金の見込みを立てながら補正予算を計上させていただいております。ただ、その後、この伸びが年末以降、伸びが見えなくなりまして、結果として補正予算額で見込んでおりました額まで達しなかったというようなこともございまして、ここで報償費の減額を計上させていただきます。そのほか寄附金の積立金等につきましても、後ほど減額があわせて計上させていただきます。

次に、3の物件費に移らせていただきます。この物件費につきましては、臨時職員の賃金を初め、印刷製本費や使用料や賃借料、そしてまた、各種委託料などの確定によります補正を計上させていただいております。

2ページまで物件費が続いてございます。

この物件費の中で唯一プラス計上となっておりますのは、下から2番目の中学校の事務経費の備品購入費でございます。これにつきましては後ほど歳入の中でもご確認をいただきますが、寄附金を頂戴をし、川西中学校へパイプ椅子の購入を行ったものでございます。

次に、4の維持補修費に移らせていただきます。この維持補修費につきましては、施設の修繕にかかわる経費や除雪費につきまして、減額の計上をさせていただいているところでございます。

次に、5の扶助費に移らせていただきます。この扶助費につきましては、障害をお持ちの方や、老人の方々などに対する福祉サービスや医療給付費、そしてまた、児童手当の支給などの経費の確定に伴いますそれぞれ減額を計上させていただいているものでございます。

次に、6の普通建設事業費でございますが、国庫の補助金を活用した農業機械の整備や施設の整備費、そしてまた、橋梁の修繕にかかわる委託料などをここに計上をさせていただいております。この中で、上から2段目でございますが、先ほど繰越事業の補正の中でご説明を申し上げました担い手確保・経営強化支援事業につきまして、減額を計上させていただいております。

次、3ページにお移りをいただきたいというふうに思います。

普通建設事業費の単独事業でございます。起債などを活用し、町が単独で実施をする工事費等となります。この中では新庁舎の整備事業の委託料を初め、消防施設や設備の整備、そ

して道路整備など、事業費の確定によります減額を計上させていただいておるところでございます。

次に、8の積立金でございますが、先ほど報償費の中でご説明を申し上げましたふるさと納税にかかわりますふるさとづくり基金の積立金につきまして、減額を計上させていただいております。

9の投資及び出資金でございますが、県と協調をしながら若者定着に向けました奨学金の返還支援事業を実施をしてございます。その出資金の確定によります減額でございます。

最後、10の繰出金でございますが、後ほど特別会計の補正予算のところの説明がございしますが、それぞれその補正に伴います繰出金の減額を計上しているものでございます。

それでは、4ページにお移りをいただきたいというふうに思います。

4ページ以降につきましては、歳入にかかわります補正計上となります。

まず、1の地方譲与税から利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、そして交通安全対策特別交付金までにつきましては、国からそれぞれ交付を受けます交付金等の収入額の確定に伴います補正を計上させていただいております。

10番の分担金及び負担金につきましては、各種事業費の確定や収入額の確定に伴います補正でございます。分担金及び負担金につきましては、それぞれ負担金や保育所の委託料などの補正を計上させていただいております。

11番の使用料及び手数料につきましては、へき地保育所の保育料やダリヤ園の入園料、あと幼稚園の利用料などにつきまして、収入額の確定に伴います減額を計上させていただいております。

12番の国庫支出金でございますが、国庫から支出を受けます負担金や補助金につきまして、収入額の確定によります補正をここに計上させていただいております。

その次の13番の県支出金につきましても、同様の内容でございますが、県から交付を受ける負担金や補助金の確定によりますそれぞれ減額等を計上しているものでございます。

5ページにお移りいただきますと、唯一下から3番目でございますが、市町村総合交付金につきましては増額を計上させていただいております。

5ページにお移りいただきまして、14番の財産収入でございますが、ふるさとづくり基金の利子、除雪機械売払収入につきまして、収入額の確定によります減額を計上してございます。

15番の寄附金につきましては、ふるさとづくり寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附金の減額でございます。次の中学校費の寄附金につきましては、歳出でご説明を申し上げましたパイプ椅子の購入にかかわりますご寄附を頂戴したものでございますが、ご寄附をいただいた方から匿名の取り扱いのご希望がございますので、本日はお名前のご紹介を差し控えさせていただきます。

次に、16番の繰入金でございます。財政調整基金の繰入金につきましては、財源調整の結果、今回の補正予算において1億3,786万円の繰入金の減額を計上するものでございます。庁舎建設基金の繰入金につきましては、事業費の確定によりますものでございまして、1,108万8,000円の減額を計上してございます。そのほか、記載の3つの基金につきましては、それぞれ事業費の確定等によります減額を計上させていただいております。

次に、17番の諸収入でございますが、県受託事業収入以下、それぞれ各事業の収入額の確定によります減額、増額をそれぞれ計上させていただいております。上からちょうど中段でございますが、市町村振興協会の交付金361万1,000円の増となっておりますが、これにつきましては、交付金を受けましてフレンドリープラザで実施いたします事業のほうに充当をさせていただいております。下から2つ目の返還金でございますが、これにつきましては、重度心身障害者の医療給付、子育て支援の医療給付、ひとり親家庭の医療給付など、医療給付事業のそれぞれ返還金が生じたものでございます。

最後、18の町債でございますが、先ほど地方債の補正の中でご説明を申し上げました内容でございます。総額で5,710万円の減となるものでございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、3億5,995万8,000円となる見込みでございます。また、庁舎建設基金の残高につきましては、4億4,455万9,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 ちょっと要望しておきたいんですけども、ちりも積もればといいますが、総額3億からの補正でございます。3億9,000万ですか、全額。

議長、議運で結局、本会議一発というお話ありましたけれども、内容によってはもっと丁寧に説明していただきたいものもあると思うんですよ。これらはひとつ今後勉強していただきたい。さまざま具体的にお聞きしたいこともあります。そのようにひとつ加えていただけ

ればというふうに思います。

そこで、1点だけお聞きしたいんですが、このオーバーレイ関係なんですけれども、毎年見ましても、もう少しスピード感を持って、最終的な決算の額でありますけれども、この際お願いをしておきたいんですけれども、新年度になりましても、まだ穴があいているのかというような町道などがございます。スピード感を持って、ひとつどうか要望していただきたいということをこの際、申し上げておきたいと思います。

以上であります。

○議長 申し上げるだけでいいですか。

ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第33号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長 日程第8、議第33号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第33号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める

ものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第33号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議第33号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

令和元年6月6日付、川西町長名でございます。

1枚おめくり願ひたいと思います。

専決処分書です。

専第2号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分をする。

平成31年3月31日付、町長名でございます。

もう1枚おめくり願ひたいと思います。

補正予算書でございます。

平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成30年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億146万6,000円とするものでございます。

平成31年3月31日付、町長名でございます。

それでは、補正の内容について概要書をもって説明したいと思ひますので、ごらんいただきたいと思ひます。

歳出でございます。

第2款公共下水道事業費190万2,000円の減額でございます。これにつきましては梨郷道路関連での下水道の町水道管の設計委託をしたものですが、委託費の確定によります減額でございます。

歳入でございます。

第4款繰入金190万2,000円の減額をするものでございます。一般会計からの繰入金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 これも参考にお聞きしたいんですけども、数字はわかりましたけれども、今現在の公共の当初計画の工事に対するその接続、パーセンテージ、ちょっと参考にお尋ねしたいんですけども。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 大変申しわけありません。手持ちに持っていませんので、後ほど示したいと思いますが、よろしくご理解ください。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 これ、専決処分の内容ですから簡単にさらっとでいいんですけども、常に課長、これ町長、やっぱり認識を持つべきなんですよ。でしょう。これ、大事なことなんですよ。空き家もある、さまざまある中で、全てが私は関係してくることだと思っんです。簡単に申し上げますけれども。担当の吉田課長を責めるわけでないけれども、でしょう。お互いに認識を持ちながら、どうなんだということが全ていわゆるさまざまな生活のバロメーターになると思っんですよ。

どうかひとつよろしく願いしたいと思っんです。後日、後で結構ですからお願いしたいと思っんです。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第34号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長 日程第9、議第34号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第34号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、命によりまして、議第34号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、私からご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

専決処分書になります。

専第3号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分するものでございます。

平成31年3月31日付、町長名でございます。

もう1枚おめくりいただきたいと思っております。

横になりますけれども、補正予算書になります。

平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成30年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,776万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,992万9,000円とするものでございます。

平成31年3月31日付、町長名でございます。

それでは、補正の内容につきましては、お配りしております概要書をもってご説明させていただきます。

今回の第5号につきましては、30年度の事業の確定見込みによりまして、歳入において給付費や事業費などを減額するとともに、基金積立金を増額し、歳入においては国・県の支出金や支払基金交付金などを減額するものでございます。

それでは、1の歳出でございますが、第1款総務費ですが、173万7,000円の減額となっております。こちらにつきましては、事務経費や審査会経費の減となっております。

第2款保険給付費ですが、1億1,544万3,000円の減額となっております。こちら、介護サービス給付費を初め、記載の各種給付費の減額及び支払手数料、あと特別給付事業などの減額によるものでございます。

第3款地域支援事業費、1,458万5,000円の減額となっております。こちらにつきましては、各種事業の確定見込みによる減額となっております。

第4款基金積立金ですけれども、こちら3,400万円の増額となっております。

なお、補正後の介護給付費準備基金の積み立て額につきましては、1億6,407万2,467円となる見込みでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

第1款介護保険料ですけれども、1,349万6,000円の増となっております。こちら特別徴収分で1,501万1,000円の増のほか、普通徴収、滞納繰越分での減額となっております。

第3款国庫支出金ですけれども、3,153万5,000円の減額となっております。こちら記載のとおり、国庫負担金及びそれぞれの交付金の減額とともに、一番下段になりますけれども、保険者機能強化推進交付金につきましては、224万3,000円の増額となっております。

第4款県支出金ですけれども、1,779万4,000円の減額となっております。こちら県負担金

や県からの交付金についての減額となっております。

第5款支払基金交付金ですが、3,304万2,000円の減額となっております。こちら介護給付費交付金及び地方支援事業交付金の減額となっております。

第7款繰入金ですけれども、2,889万円の減額となっております。こちら一般会計からの繰り入れと基金からの繰入金の減額となっております。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 これも参考にお聞きしたいんですけども、その数字はわかりました。介護保険料関係、本町の場合はどのレベルにあるかといいますか、何か数字をお持ちであれば、ちょっと参考にお聞きしたいんですけども。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 申しわけございません。本日ちょっと手持ちの資料がございませんので、後でご報告させていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第44号 財産の取得について

○議長 日程第10、議第44号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第44号 財産の取得について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第44号 財産の取得についてご説明申し上げます。

令和元年5月28日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した小型動力ポンプ付普通積載車の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記ということで、1、取得物件、小型動力ポンプ付普通積載車。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、金841万5,000円。

4、契約の相手方、山形県山形市銅町一丁目6番59号、株式会社長谷川ポンプ製作所代表取締役長谷川順一。

本日付提出、町長名でございます。

別冊で物品購入仮契約書がございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

発注者、受注者につきましては、記載のとおりでございます。

発注者と受注者は、川西町契約に関する規則に定める諸条項を遵守し、売買契約を締結する。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものとしてございます。

なお、記の枠組みの中についてご説明を申し上げます。

物品名は小型動力ポンプ付普通積載車、仕様等については別添のとおりということで、後ほどご説明を申し上げます。数量は1台。規格につきましては、キャブオーバー型、ダブルシート6人乗り、寒冷地仕様、4輪駆動、オートマチックトランスミッション、ポンプの型式はB-3級でございます。

契約金額は記載のとおりでございます。納入期限は来年、令和2年1月31日といたしてございます。

裏をごらんください。

ダブルキャブのオーバー型の4気筒ディーゼル3,000ccの車両を艤装するものでございます。

なお、この積載車につきましては、第5分団第2部1班、玉庭の松尾に配備するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第41号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第42号 字の区域及び名称の変更について

◎議第43号 字の区域及び名称の変更について

◎議第39号 川西町森林環境譲与税基金条例の設定について

◎議第35号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第1号)

◎議第36号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第37号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 日程第11、議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの9議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するため提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するということございまして、別紙の概要でご説明を申し上げます。ごらんをいただきたいと思っております。

1、改正の趣旨でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、この法律は去る5月15日に公布され、既に施行されてございます。それに伴いまして、選挙に係る非常勤の特別職の職員の報酬額が改定されたことを受け、本町の本条例をあわせて改正するものでございます。

2、改正の内容でございます。

選挙に係る非常勤の特別職の職員の報酬額を改定いたします。内容につきましては、以下の表に記載のとおりでございます。特別職の別表3というものがございまして、そこにそれぞれ、ここに記載の選挙長以下、一番下の開票立会人までの報酬額を規定してございます。それをそれぞれ改定後、改定前、差額ということで表現をいたしてございますが、それぞれ職名にある報酬を200円ないし100円、それぞれアップするものでございます。報酬の支給区分はいずれも日額でございます。

施行期日は、公布の日から施行するものといたすものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第41号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、介護保険の保険料率を改定するため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第41号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、私からご説明させていただきます。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

なお、改正内容につきましては、別紙の概要書をもって説明させていただきたいと思ひます。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨でございますが、介護保険法施行令第38条第11項の規定に基づき、低所得者である第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料の軽減を図るため、川西町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

この介護保険法施行令第38条第11項の規定ですが、市町村が保険料の軽減を行う場合の上限を定めるものであります。平成31年4月1日にこの施行令の一部改正が行われまして、第1段階では軽減率が拡大されるとともに、第2段階、第3段階では新たに軽減が可能とされたものでございます。この施行令の一部改正を受けまして、本町におきましては、施行令で定める上限での負担軽減が行われるよう、本条例の一部改正を提案するものでございます。

2の改正の内容でございます。

平成31年度及び令和2年度の保険料について、下表により第1段階から第3段階までの保険料基準額に乗ずる標準割合を減らすことにより、保険料を軽減するものでございます。

表のほうをごらんいただきたいと思います。

保険料につきましては、第5段階の年額7万800円を基準額としまして、所得額等に応じまして標準割合を常時9段階の額を設定して保険料を定めております。このたびの一部改正では、第1段階の保険料を平成30年度の3万1,860円から、平成31年度及び令和2年度について2万6,550円へ、第2段階の保険料につきましては5万3,100円から4万4,250円へ、第3段階につきましては5万3,100円から5万1,330円へ、それぞれ減額するものでございます。

3、施行期日等でございますが、公布の日から施行し、平成31年4月1日からの適用としております。

以上でご説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第42号 字の区域及び名称の変更について提案申し上げます。

提案理由につきましては、県営土地改良事業高山地区の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、阪野農地林務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命によりまして、私より議第42号 字の区域及び名称の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものとする。

なお、この変更の処分は、土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第52条第4項の規定による県営土地改良事業高山地区に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生じるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚おめくりいただきまして、変更調書の内容をご説明申し上げます。

調書につきましては、9つの表に分かれてございます。初めに1番目の表でございますが、ここに記載の大字高山獅子舞塚及び字林の地番の区域と、表の下に記載してございますとおり、これらの区域に隣接介在する水路である法定外公共物の全部を大字黒川字八日町に変更するものでございます。

次に、2番目の表に記載の大字黒川字八日町の地番の区域と表の下に記載の区域を大字高山字獅子舞塚に変更するものでございます。

次に、3番目の表に記載の大字黒川字坊中西から大字高山金谷神までの地番の区域と表の下に記載の区域を大字高山字林に変更するものでございます。

次に、4番目の表に記載の大字高山字馬場一から、次のページの字八前原までの地番の区域と表の下に記載の区域を大字高山字馬場に変更するものでございます。

次に、5番目の表でございます。表の記載の大字高山字馬場から次のページの字竿止までの地番の区域と表の下に記載の区域を大字高山字鹿小屋に変更するものでございます。

次に、6番目の表に記載の大字高山字新屋敷から字面腰までの地番の区域と表の下に記載の区域を大字高山字沼田に変更するものでございます。

次に、7番目の表記載の大字高山字鹿小屋から字荒屋敷二までの地番の区域と表の下に記

載の区域を大字高山字新屋敷に変更するものでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、8番目の表に記載の大字高山字明神堂及び字畑中三の地番の区域と表の下に記載の区域を大字高山字畑中に変更するものでございます。

最後であります、大字高山字畑中及び盤格田の地番の区域と表の下に記載の区域を大字高山字下田に変更するものでございます。

以上のように、新たに9つの字に整理、変更するものでございます。参考資料としまして、図面を別冊でおつけしてございますが、図面の一番上が位置図となっております。緑で枠取りしている区域が今回の変更の区域でございます。

2枚目の図面でございますが、文字が小さくて申しわけございませんけれども、色をつけて塗りつぶしている区域が字名の変更となる区域でございます。黒い文字で示しているものが現在の字名、赤い文字が変更後の字名でございます。3枚目の図面に新たな区域、字の位置関係を整理した図面となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第43号 字の区域及び名称の変更についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国土調査法に基づく事業の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第43号 字の区域及び名称の変更について説明申し上げます。

ただいま町長から提案があったとおり、国土調査法に基づく事業の実施に伴う字界の変更でありまして、議案書1枚をおめくりいただきまして、変更調書の内容をご説明申し上げます。調書は5つの表に分かれております。

初めに、大字下小松字小森先、字土橋の表に記載の地番の区域と表の下に記載のとおり、これらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の一部を大字下小松字西佐野に変更するものでございます。

次に、大字下小松字土橋から字大田までの表に記載の地番と区域と、表の下に記載のとおり、これらの隣接する道路、水路の法定外公共物の全部を大字下小松字佐野に変更するものでござい

ます。

次に、大字下小松字土橋の表に記載の地番の区域と、表の下に記載のと通りの隣接する道路、水路である法定外公共物の一部を大字下小松字福生に変更するものでございます。

次に、大字下小松字佐野から字釜塚の表に記載の地番と区域、表の下に記載のと通りの隣接する道路、水路である法定外公共物の全部を大字下小松字大田に変更するものでございます。

最後に、大字下小松字土橋前から大字中小松字六角までの表に記載の地番の区域と、表の下に記載のとおり、これらの区域に隣接する道路、水路である法定外公共物の一部を大字下小松字土橋に変更するものでございます。

以上のように新たに5つなどに整理変更するものでございまして、参考資料といたしまして図面を添付しております。1枚目が変更位置図で、赤で塗りつぶしている区域となります。2枚目の変更図で、黒点線枠が現在の字名、黒の実線が現在の字界であります。黒塗りの白抜き文字、赤の実線で囲ってある区域が変更後の字名、字界となるものでございます。なお、黄色で塗りつぶしている区域は字名が変更になった区域となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時55分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第39号 川西町森林環境譲与税基金条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、本基金を創設するため提案するものであります。

内容につきまして、阪野農地林務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命によりまして、私のほうから議第39号 川西町森林環境譲与税基金条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町森林環境譲与税基金条例を次のように制定するものであります。

本日付提出、町長名でございますが、内容につきまして、別紙の概要書のほうで説明を申し上げます。

まず、設定の趣旨でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、川西町における森林の整備促進に関する施策に要する費用の財源に充てるため、森林環境譲与税を基金として積み立て、管理運用するため本条例を制定するものでございます。

制定の内容でございますが、国から交付されます森林環境譲与税を川西町森林環境譲与税基金に積み立てて、管理、処分等を行うことについて定めるものでございます。

施行期日は公布の日から施行するものであります。

次に、税制の内容でございます。平成31年4月に施行されました森林経営管理法の見直しによりまして、町が森林整備等を実施することとなったわけでございますが、その財源として森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされたものでございます。

(1)の森林環境税でございますが、令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して、個人住民税均等割りとあわせて、年額1,000円でございますが、課税徴収されることとなる内容でございます。

(2)の森林環境譲与税でございますが、本年度から森林環境税の収入額に相当する額が市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税として交付されるものでございます。

その譲与の基準としましては、私有林人工林面積が50%、林業就業者数が20%と町の人口が30%というようなことの基準を国が案分、計算をしまして、交付をされるというような内容となるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第35号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第1号)をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,627万5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,127万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い

申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第35号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。この歳入歳出予算の補正にあわせまして、今回の第1号補正におきましては、第2条でございますが、地方債の補正を計上してございます。この内容を先にご確認をいただきますので、4ページをおめくりいただきたいというふうに思います。

第2表、地方債の補正でございます。

今回の補正につきましては、変更を予定してございます。今回の補正の主な内容でございますが、後ほど歳入歳出予算の補正の中でご説明を申し上げますが、社会資本整備総合交付金、これを活用して実施を予定してございました事業につきまして、交付見込み額の通知を受けまして、その内容をもとに減額補正等を行っておりますので、それに合わせる地方債の変更を行うものでございます。

まず最初に、公共事業等でございますが、160万円の減額を計上してございます。この事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用を予定してございました町道舗装補修工事にかかわる起債の地方債の変更でございます。

次に、過疎対策事業でございますが、こちらにつきましても社会資本整備総合交付金を活用予定してございました橋梁長寿命化の事業、あと虚空蔵山西線の道路改良事業、花丘町下小松線の防雪柵の設置整備事業、ここの3つの事業につきましては、交付見込み額をもとにいたしまして事業費の減額を予定してございますので、これを減額を予定してございます。

なお、一方、歳入歳出予算の補正で確認をいただきますが、斎場の設備の整備にかかわります経費やパークゴルフ場につきましては、財源の構成などが必要になってまいりましたので、こちらのほうにつきましては増額を計上し、トータルといたしまして、過疎対策事業は1,920万円の減額をここに計上してございます。この2つの起債を合わせまして、今回の地方債の変更は総額で2,080万円の減額となります。

それでは、別紙の概要書をもとに歳入歳出予算の補正の内容につきまして、ご確認をお願いを申し上げます。

令和元年度川西町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

1の歳出からご説明を申し上げます。

まず、1の人件費でございますが、特別職・一般職員給与費等につきましては、人事異動に伴います減額の補正を計上してございます。議員経費の議員共済負担金につきましては、議員数、4月1日現在でございますが、の確定によります減額を計上するものです。最後、医療的ケア児検討事業につきましては、新たに検討会を設置を予定してございまして、それにかかわります委員の報酬の増額を計上してございます。

次の2の補助費等でございますが、コミュニティ助成事業、そしてその下の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業につきましては、それぞれ助成事業の採択、そして助成の決定によります増額を計上するものでございます。

3の物件費につきましては、総務事務経費につきましては、臨時職員賃金等の増額を計上してございます。その下の地域子育て支援事業の社会保険料等以下、小松保育所管理経費、幼稚園施設事務経費、園児バス運行管理経費、事務局事務経費とそれぞれ社会保険料と記載をしている事業がございまして、この部分につきましては、ことしの4月1日から組織改編に伴いまして、これまで教育委員会が所管をしておりました幼児保育施設の嘱託職員、臨時職員にかかわります社会保険料につきまして、長部局の各事業の中で社会保険料を計上する必要が生じたので、そのいわゆる組み替えの補正をここに計上させていただいてございます。一番最後の事務局の事務経費、社会保険料△427万7,000円、これが従来の教育委員会部局の中で計上しておったものでございます。

物件費、上から3つ目に今度は移らせていただきまして、子ども・子育て支援事業の委託料につきましては、保育料の無償化に伴いまして、システム改修に伴う委託料の増額を計上するものです。財源は全額国庫補助となっております。

そして、保険料の3つを飛ばさせていただきまして、畜産団地化推進事業の普通旅費等でございますが、補助事業の採択通知を受けまして増額を計上するものでございます。物件費の下から2番目でございますが、小学校の教材備品整備事業につきましては、寄附金を頂戴をいたしまして、吉島小学校に電子黒板の整備を行うべく、備品購入費の増額を計上するものでございます。

次に、4の普通建設事業費（補助）でございますが、まず、強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては、農業機械等の整備を予定してございますが、この事業につきましては、補正を計上する段階では要望額ベースでここは計上させていただいてございます。後ほど内報等の結果によって補正等が必要になる場合もございます。

次の園芸大国やまがた産地育成支援事業につきましても、農業施設の整備にかかわります

補助でございますが、これにつきましては、既に採択の通知を受けているところでございます。

次の中山間地域所得向上支援対策事業、これも農業施設の整備事業にかかわります補助でございますが、これにつきましても、要望額の今段階で補正を計上させていただいてございます。

そして、次の橋梁長寿命化修繕整備事業から虚空蔵山西線道路改良工事、町道舗装補修工事、花丘町下小松線防雪策設置工事、住宅建設支援事業につきましては、地方債の補正の中でご説明を申し上げました社会資本整備総合交付金を活用予定としておりました事業でございます。このたびその交付金の交付見込み額の通知を受けまして、それをもとに、今回減額の補正を計上するものでございます。

次に、5の普通建設事業費（単独）でございますが、斎場運営事業、中学校給食業務経費につきまして、それぞれ設備の更新に伴います工事費の増額を計上してございます。

6の積立金でございますが、先ほどご説明を申し上げました森林環境譲与税基金の積立金でございます。基金の設置に伴いまして、森林環境譲与税の交付額につきまして、全額積み立てをここに計上するものでございます。

7の繰出金につきましては、後ほど補正予算の説明をさせていただきます介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、それぞれの補正予算に伴います繰出金の減額を計上してございます。

裏にお移りをいただきまして、2の歳入に移らせていただきます。

1の国庫支出金でございます。まず、感染症予防事業費等国庫負担金の増額でございますが、これにつきましては、2の県支出金の2番目に記載がございます風しん予防接種促進事業費県補助金の減額、この関連がございます。と申しますのは、風疹の予防接種にかかわります補助事業の取り扱いがこのたび変更となりまして、当初、県から補助金を交付を受けるものが、風疹の抗体検査にかかわる費用に対しましては、国から直接負担金として交付を受けるということになりましたので、国庫支出金の感染症予防事業費と国庫負担金、これを増額をし、一方、県支出金の風疹予防接種促進事業費県補助金を減額するものでございます。金額の乖離が大変大きくなってございますが、これにつきましては、予防接種そのものの補助を当初県から補助金として受けられるという見込みであったものが、このたび普通交付税措置というようなことの通知もあわせて国からありましたので、それに伴いまして金額の乖離が大きくなっているものでございます。

次に、1の国庫支出金に移らせていただきまして、過疎地域等自立活性化推進交付金につきましては、歳出の部分でご確認いただきました集落ネットワーク圏形成事業にかかわりませ交付金でございます。

次の子ども・子育て支援事業交付金と、これは2の県支出金の一番上でございます保育対策等促進事業費県補助金、これの関連がございまして、これにつきましては、組織の改編に伴いまして、長部局に社会保険料を先ほど組み替え補正を行ったわけでございますが、これに伴います事務補助の交付が国・県からそれぞれ交付を受けられる見込みが立ちましたので、ここに増額計上させていただいております。

1の国庫支出金の下から2番目でございますが、子ども・子育て支援事業費国庫補助金につきましては、保育料無償化に伴いますシステム改修に要する補助金でございます。

国庫支出金の最後につきましては、社会資本整備総合交付金でございます、交付見込み額の通知をもとに減額を計上するものでございます。

2の県支出金に移らせていただきます。3つ目からご説明を申し上げます。

園芸大国やまがた産地育成支援事業費県補助金につきましては、これにつきましては歳出の部分で説明を申し上げましたとおり、採択の通知を既に受けてございます。

その下の環境保全型農業直接支援対策事業費県補助金につきましても、交付決定を受けまして事務費補助金の増額を計上するものです。

次の中山間地域所得向上支援対策事業費県補助金につきましては、要望額ベースで歳出と同額をここに計上させていただいております。

その下の中山間地域等直接支払市町村推進交付金につきましては、畜産団地化推進事業にかかわります補助金の増額計上をしているものでございます。

次の強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては、歳出と同様要望額ベースでここに計上してございます。

次のみどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金と、県支出金の一番最後でございます森林環境保全対策業務委託金につきましては、みどり環境交付金事業の交付金の増額通知を受けまして、それに伴いましてそれぞれ交付金、委託金の増額を計上してございます。

次の、また上に戻っていただきまして、小中学校音楽教室支援事業費県補助金とその下の市町村総合交付金でございますが、今年度、山形交響楽団をお招きをして、小・中学生を対象とした音楽鑑賞会を予定してございます。これまでですと、山形交響楽団をお招きした事業につきましては、市町村総合交付金の中でその開催経費の支援を受けてまいりましたが、

県の補助金が小・中学校音楽教室支援事業費県補助金として単独の補助金となった関係から、県補助金の部分を増額をし、一方、市町村総合交付金につきましては減額を計上しているものでございます。

次に、3の寄附金に移らせていただきます。小学校費寄附金につきましては、歳出の部分でご説明を申し上げました吉島小学校への電子黒板の購入に要する寄附金として、大河原敦様よりご寄附を頂戴をしております。

次の児童福祉費寄附金でございますが、例年、更生保護女性会よりご寄附をいただいているものでございますが、今回につきましても子育て支援センターの乳幼児用の玩具の購入に充てさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

4の繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金につきましては、財源調整のための繰入金の増額を見込むものです。

次の森林環境譲与税基金繰入金でございますが、先ほど歳出の部分で積立金を計上したところでございますが、事業費の財源として充てるために、歳出と同額を繰入金として繰り入れを見込むものでございます。

5の諸収入でございますが、講座・イベント参加負担金につきましては、山形交響楽団をお招きする音楽鑑賞会の参加負担金です。

次のスポーツ振興くじの助成金でございますが、パークゴルフ場の管理、運営事業に対します助成金の交付見込み額の通知をもとに減額を行うものでございます。一方、この助成金の減額を行う関係から、6の町債の2番目でございますが、観光施設整備事業債として20万円の増額を財源として振りかえて見込むものでございます。

5の諸収入の最後でございますが、自治宝くじコミュニティ助成金につきましては、採択の通知をもとに助成金の増額を計上してございます。

6の町債につきましては、地方債の補正の中でご説明を申し上げたとおりの内容でなっております。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、先ほど専決補正の中で、30年度末の残高につきましては3億5,995万8,000円となる見込みであるところをご説明を申し上げたところでございます。平成31年度当初予算を計上するに当たりまして、財源調整の関係から当初2億円の繰り入れを見込んでございます。それに今回の1号補正の中で666万2,000円の繰入額の増加を計上してございますので、それを差し引いた財政調整基金の残高につきましては、1億5,329万6,000円となる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第36号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,811万2,000円とするものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第36号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について私よりご説明申し上げます。

お配りしております資料の概要によりまして、説明をさせていただきたいと思っております。

1、歳出でございます。1款の総務費です。共済費の減額によりまして1万3,000円であります。

2款公共下水道事業費でございます。補正額に関しましてはありませんけれども、当初予定していた梨郷道路に関連しましての移設の設計委託料、工区等の見直しを図りながら節減に図ったところ、1,200万ほどの節減額の見込みが出ましたので、まず委託料を1,200万減額し、それにかわりまして工事請負費のほうですけれども、既設の下水道管の撤去費用が増額となる見込みとなりました。それによりまして1,200万の増額ということで、組み替え補正をさせていただくものでございます。

歳入でございます。

5款の繰入金でございます。一般会計からの繰入金ですが、685万6,000円の減額であります。

7款諸収入でございます。684万3,000円の増額でございます。これは先ほど申し上げました支障下水道管等の移設に伴っての国からの移転補償料ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第37号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を

提案申し上げます。

令和元年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,228万4,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第37号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、私からご説明いたします。

配付しております概要書によりご説明させていただきますので、ごらん願います。

令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要。

まず、1番の歳出でございますが、第3款地域支援事業費で22万6,000円の減額であります。主な内容としましては、人事異動に伴いまして一般職の職員の人件費を減額するものでございます。

続きまして、2の歳入でございますが、第7款繰入金で22万6,000円の減額であります。こちらにつきましては、一般会計からの事務費繰入金を減額するものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

第1条、令和元年度川西町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成31年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

お配りしております概要書にてご説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。第1款水道事業費28万2,000円の補正をお願いするものでございます。第1項営業費用28万2,000円の内訳でございますが、2目の配水及び給水費57万8,000円。これにつきましては人事異動によります人件費の増額でございます。4目の総係費につきましても、人事異動によります人件費の減額でございます。29万6,000円でございます。

資本的支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費、これにつきましては梨郷道路に関連いたします支障水道管の仮設、本設工事費でございます。先ほど申し上げましたとおり、既設水道管の撤去処分費用として追加工事という見込みが生じたので、1,600万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、議案書第3条にも書いておりますが、補正によります不足分につきましては、損益勘定留保資金にて補填するものでございます。下水道でも申し上げましたが、国からの補償費、水道事業のほうにも来ますけれども、企業会計でございますので予算書上には計上いたしません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑になるようご留意願います。

7番伊藤寿郎君。

○7番 7番です。

私からは、川西町介護保険条例の一部の改正ということで、低所得者の方の保険料の軽減ということですが、この軽減したことによる町財政の影響とかあれば教えていただきたいと思っております。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 このたびの軽減につきましては、約700万ほど保険料の減を見込んでおります。ただ、この減額に対しましては、国が2分の1、あと県と町が4分の1ずつ負担するというので、今回の軽減措置を進めておりますので、直接的に関係してくるのは、想定する700万のうちの4分の1が町の負担財政という形で考えております。

以上であります。

○議長 ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 その議会の、議長、進め方というようなことで、総括的にお話、要望も申し上げておきたいんですが、先ほど来何回か申し上げているとおり、議長の次第書きにもありますとおり、委員会付託が原則、委員会付託が原則、何回もその言葉があるわけです。それを議運でよしとしたので、いわゆる一発勝負だというような、簡単に言えば、そういうことだと思うんです。これは委員会、置広に行きましても、私もしばらくぶりに出席したんですけれども、参加したんですけれども、いわゆる懇切丁寧に全協で説明し、担当の、所管の委員会で説明し、そしてまた本会議なんですよ。

ですから、私は簡単に申し上げますが、議会の形骸化というふうなまでは申し上げませんが、もう少しやっぱり、委員会付託の関係がありましたけれども、どうかその基本的な、先ほどの全体の質問をしましても、担当課長はその提案した数字の部分だけはわかるんですよ。しかしその全体の背景というものを理解しながら私どもは審査をしなければならないと思うんですよ。その辺の丁寧な説明を要望しておきたい、こういうことであります。

○議長 ちょっと休憩します。

(午後 1時32分)

○議長 休憩解きます。

(午後 1時32分)

○議長 ほかに。

○12番 もう一回、休憩してください。

○議長 休憩します。

(午後 1時32分)

○議長 再開します。

(午後 1時33分)

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第20、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第11、議第40号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第19、議第38号 令和元年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）までの9議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願の付託

○議長 日程第21、請願の付託を行います。

今回、受理いたしました請願は6件であります。

請願第1号 町道荒窪黒川橋線に関する請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員 淀 秀夫君。

11番 淀 秀夫君。

○11番 町道荒窪黒川橋線に関する請願書。

提出者、住所、川西町大字下奥田128、名前、渡邊勝義ほか。

紹介議員は 淀 秀夫です。

それでは、請願書を読みます。

初夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

町当局におかれましては、住み良い環境づくりの推進並びに地域発展のため、日頃より特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当地の生活道路である町道荒窪黒川橋線において、中郡小学校の通学路であり、県道大塚米沢線を起点とし、西へ1,484mの区間の道路拡張工事を行い、住民生活の利便性向

上を図ってくださいますようお願い申し上げます。

令和元年5月21日、荒窪自治会長渡邊勝義。

以上です。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第2号 町道八幡原2号線に関する請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員 淀 秀夫君。

11番 淀 秀夫君。

○11番 町道八幡原2号線に関する請願書。

提出者、住所、川西町大字下奥田802の8、嶋貫敏明氏ほか。

請願書について説明します。

初夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

町当局におかれましては、住みよい環境づくりの推進並びに地域発展のため、日頃より特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当地の生活道路である町道八幡原2号線において、八幡原公民館付近を起点とし東へ426mの区間は、道路の幅員が約4mと狭いため、道路を利用した生活、特に冬期の通行に支障をきたしております。

つきましては、道路拡幅工事を行い、住民生活の向上を図ってくださいますようお願い申し上げます。

令和元年5月21日、八幡原自治会長嶋貫敏明。

以上です。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第3号 2019年10月からの消費税10%中止を求める請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員 吉村 徹君。

5番 吉村 徹君。

○5番 2019年10月からの消費税10%中止を求める請願ということで、川西町大字小松1300。

戦争させない・9条壊すな・川西町民の会、代表鈴木 廣さんから請願出されております。

内容についてご報告申し上げます。

2019年10月からの消費税10%中止を求める請願。

請願団体、戦争させない・9条壊すな・川西町民の会、請願者代表鈴木 廣。事務局住所、川西町大字小松1300。

政府は予定通り、2019年10月から消費税を10%に引き上げようとしています。

実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。格差と貧困は拡大する一方です。

このまま税率引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の経営を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れません。「軽減」と宣伝されている複数税率による混乱も心配されています。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴です。

「いま、消費税を上げる時なのか」といった声が大きく広がっています。

こうした趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を、政府及び関係機関に提出下さるよう、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願事項。

1、2019年10月からの消費税10%への引き上げは中止してください。

以上です。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第4号 (旧)高山小学校(体育館屋根)に関する請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員高橋輝行君。

12番高橋輝行君。

○12番 件名ではありますが、今、議長からありましたとおり、(旧)高山小学校、特に体育館屋根に関する請願であります。

請願者は記載のとおり、高山小を語る会、会長の井上要一さんであります。

請願書にありますとおり、既に廃校となっておりますけれども、この高山小学校であります。町指定の防災上の避難所というような指定にもなっておるわけですが、また、その後の跡地利用ということも検討が進められておるようではございますけれども、見ていただければわかるとおりですけれども、全くひどい状況なんです。これが役場で管理している建物かと、教育長、今まで所管でもあったわけであります。

町財産だからということで、冗談じゃないという状況なんです。今、地区挙げて要望書などで取り組んできましたけれども、全然進まないということでもありますので、地域からの訴

えで、請願ということで、言うなれば格上げをしての、いわゆるご要望でございます。

関係議員にありましては、早急に現場を見ていただいて、ひとつ早急な対応を講じていただくよう議員各位のご理解の上、町当局にお願いをしていただきたい、こういうことであります。

よろしく申し上げます。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

請願第5号 (旧) 太陽合板南側農道請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員 淀 秀夫君。

11番 淀 秀夫君。

○11番 請願文書表ということで、請願、5月29日受け付けいただいております。件名は、(旧) 太陽合板南側農道請願書。太陽というのは「洋」、ちょっとここ間違っていますけれども、漢字は「太洋」合板なんです。

請願の別紙はこちらであれします。請願者は川西町大字上小松3218の9、桜木町自治会長井上一則氏、川西町大字上小松5639の1、花丘町自治会長佐藤義昭氏。紹介議員は淀 秀夫です。

それでは、請願書を読みます。

初夏の候、貴職におかれましては、ますますのご清祥のこととお慶び申し上げます。

町当局におかれましては、住み良い環境づくりの推進ならびに地域発展のため、日頃より特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当地の(旧) 太洋合板南側農道の道路拡張工事を伴い、住民生活の利便性の向上を図ってくださいます様お願い申し上げます。

令和元年5月29日、桜木町自治会長、川西町大字上小松3218の9、井上一則。花丘町自治会長、川西町大字上小松5639の1、佐藤義昭氏になっています。

一つだけ、(旧) 太洋合板跡地を利用して、民間事業者により宅地造成が行われるようですが、これも一つの中に入っております。

よろしく申し上げます。

○議長 本請願は産業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第6号 危険空き家の倒壊防止に関する請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員島貫 偕君。

6番島貫 偕君。

○6番 請願文書表を読み上げます。危険空き家の倒壊防止に関する請願書であります。二、三年前から急に危険な状態になっております。それで、日中、今、これから2時、3時ごろは通学路にもなっております。子どもたちの事故防止のためということと、2点、3点の考え方から危ないというようなことは共通の認識であります。そういうことで請願書を読み上げます。

初夏の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

町当局におかれましては、住み良い環境づくりの推進ならびに地域の発展のため、特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて本町においては、少子高齢化等の影響により空き家が増加し、その多くは老朽化が進んでおります。

北方地内の当該空き家については、積雪による倒壊や、景観上ならびに防犯上の観点から地域の生活環境に悪影響を及ぼし、隣家や付近の住民、通行者に不安を与えている状況となっております。

つきましては、当該空き家に対する特段のご配慮をお願い致します。

令和元年5月29日、川西町大字下奥田1379、川西町議会議員高橋輝行。

戻りまして、紹介議員、私でございます。

以上です。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、「新しい提案」実行委員会、安里長従氏より、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、全国青年司法書士協議会会長半田久之氏より、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長仲村 覚氏より、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、宜野湾市

民の安全な生活を守る会会長平安座唯雄氏より、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する決議案採択のお願いが既に配付のとおり提出されておりますのでごらんください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 1時51分)